

日本聖公会北関東教区

さいたま市大宮区桜木町2-172
TEL 048 (642) 2680



DIOCESE OF KITAKANTO

2-172 SAKURAGI-CHO,
OMIYA-KU, SAITAMA-SHI, JAPAN.

新型コロナウイルス感染症対応について<第3信>

日本聖公会北関東教区
信徒・教役者の皆様

2020年3月12日
日本聖公会北関東教区
主教ゼルバベル広田勝一
常置委員会

新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、日毎に変化してきており、わたしたちの身近な地域でも感染拡大が懸念されるに至っています。3月6日に、教区内教役者に対して第2信を発信し、埼玉伝道区内の各教会・礼拝堂については、3月29日までの間、礼拝（公禱）・集会を中止するよう、対応を求めました。

さらに感染状況が広がりつつある状況に対し、3月11日の合同部長会において意見交換を行い、常置委員会において下記の対応を講じることといたしましたので、お伝え申し上げます。

混乱が広がる中、教会が社会的責任を果たすためにも、また、教会に集う人々の安全を守るためにも、ご理解・ご協力いただけますようお願いいたします。

- ①北関東教区内すべての教会・礼拝堂は、3月15日（大斎節第3主日）～3月29日（大斎節第5主日）までの間、礼拝（公禱）・集会を休止してください。
- ②4月5日（復活前主日）より、礼拝（公禱）の再開を予定しています。集会については、状況を注意深く考慮し、判断してください。具体的な再開の手段および対応につきましては、改めて連絡いたします。
- ③3月12日時点で、安全と判断できる期日を定めることが不可能であるため、動向を注視しながら、今後も必要な対策を講じ、その対応について発信していきます。
- ④礼拝（公禱）は休止しますが、葬儀等につきましては、十分な感染防止策を行ったうえで、執行してください。

今回の措置は、教会における礼拝（公禱）・集会が感染症拡大の原因とならないためにも、必要な対応であると考えました。3月29日までの間、わたしたちが教会に集うことは叶いませんが、それぞれ生活の場における祈りと黙想を大切に、互いを思い祈り合う共同体として、この大斎節を歩んでいきたいと願います。緊急的な状況の中、痛みを伴う異例の判断ではありますが、信徒・教役者の皆様にはこの判断をご理解くださいますようお願いいたします。

礼拝（公禱）休止については、積極的に広報していただき、それでもお越しになる方々がおられることを想定し、教役者は適切な対応にあたるようにしてください。

新型コロナウイルス感染症により、尊い命を失った方々の魂の平安、ご家族への慰め、感染した方々の回復と、医療従事者の働き、感染の収束を心よりお祈り申し上げます。